

広島県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年七月十六日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長専決事項の欄中第四十六号を第四十七号とし、第四十五号を第四十六号とし、第四十四号を第四十五号とし、第四十三号を第四十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十三 職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則（平成二十一年広島県人事委員会規則第三十三号）第二条第一項に規定する申立てを行う意思の有無の確認

附 則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。